# 平成 29 年度 奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会 議事録 (概要版)

日 時: 平成30年3月22日(木)15時30分~16時30分

場 所:奈良県文化会館多目的室

出席委員: (敬称略 50音順)

東幸次郎、空閑浩人、松本律子、山本忠行、和田公子

# (1) H28、29 年度奈良県認証機関の受審状況について

# 【東委員】

・評価については、評価シートのようなもので実施しているのか。

# (事務局)

・評価シートが様式で定まっており、それに基づき行っている。

# 【東委員】

・奈良県内の評価機関は一つだけだが、どうしてなのか。

#### (事務局)

・公募した結果、応募してきたのが一つだけであった。

# 【松本委員】

・評価結果でa、b、cとあるが、aとbの差というのはどういうものなのか。

# (事務局)

- ・評価機関の判断となるが、評価機関と事業者間で話し合いながら評価を決めていくことになる。
- ・結果の一覧を添付しておらず申し訳ありません。a 評価については、理念、目標、シンボルマークなど を掲げて地域と密接した取組を行っている、財務諸表を定期的に理事長や園長が確認し、会計事務所か らの外部監査も実施している、福祉サービスが変更される際は、重要事項の説明、関連資料の作成など の理解しやすい取組を行っているなどが評価されている。
- •b、c評価については、運営マニュアルの改正時期が明示されていない、中期的な経営計画の項目が細分 化されていないので、細分化してそれぞれの計画の項目に基づいて経営していく必要があるという評価 である。

#### 【空閑委員長】

・a、b、cを決める仕組みを説明した方がいいのかなと思う。

# (事務局)

・a 評価は引き続き維持していく、b 評価は a 評価に上げていくように更なる努力をしていく、c 評価は改善が必要という評価である。

#### 【松本委員】

・利用者から見て、aが良い事業者ということですね。

# 【空閑委員長】

・受審した事業者はこの結果をどう活用しているのか、利用者からしても大事な情報となってくる。

#### (事務局)

・評価結果について、まずは施設の方で見える形で公表する。利用者やご家族の方はこの情報を共有して 活用していく形となる。

# 【空閑委員長】

・奈良県は受審の数が少ない。第三者評価を受ける事がサービスの質の向上にどう繋がっていくのか、丁 寧に全体像を伝えていかないといけない。メリットが伝わっていないので、低評価になるくらいなら受 審しないという事になる。受けなさいというだけではなかなか手を上げてくれないし、評価を受けることがサービスの質の向上、利用者、ご家族の方、地域の方に選ばれる事業者になっていくということを 伝えていく必要がある。

# 【和田委員】

- ・保育の方にずっと関わっているが、評価機関は保育の内容、理念をどの程度理解しているのか。
- ・保育の専門家でないと見えない評価項目もあるが、保育の専門家であったとしても千差万別で、この評価をした組織はどういう組織なのか教えてほしい。

# (事務局)

・奈良県の評価機関の認証基準は満たしているので、問題がある機関ではない。

# 【空閑委員長】

・どういった体制、どういった形で評価をしているのかという組織体制、運営体制も大事なのかなと思う。 評価機関に対するチェック体制も必要である。

### 【東委員】

・評価機関を決定するのに、プロポーザルか何かを行うのか、書類だけの選考となるのか。

### (事務局)

・書類審査の後に、第三者評価委員会で審査、認証となる。

#### 【山本委員】

- ・第三者評価の受審が進まない理由として一番大きいのは、介護保険事業者には情報の公表が義務づけられていることであると思う。調査でも重複している点がかなりあるのではないか。費用もかかるので、 重複する部分は省ける方法はないのか。
- ・この四月からの新しい介護報酬の体系では、ある加算を取れているということで、該当する評価基準を 満たしているとみなすことができるものもあるのではないか。
- ・項目を一つ一つ見ていくと、中には他制度の認証や認定を受けていることでもうすでにクリアしている という項目は評価項目から省けるのではないか。項目から省くことで負担が軽くなり受審料も抑えられ るのではないかと思っている。

### (事務局)

- ・事業者側からも、重複するような内容については、項目を省いたりするなど事業者労力を軽くすること はできないかという話は聞いているところである。
- ・今すぐどうしましょうという事はこの場では言いにくいが、問題意識は持っている。できるだけ事業者 の負担を軽減しながら、利用者側にもサービス提供の状況が見える化できるような形を今後も考えてい きたい。

# 【空閑委員長】

・同じような書類をそろえるのも大変だし、負担軽減は必要と考える。小さい法人は一人の職員がいろい るな仕事を担っているので、緩和していく方向性は必要である。

# (2) H28、29 年度社会的養護施設の受審状況について

# (3) 都道府県別の受審数について

# 【松本委員】

・c 評価の多い事業者に対しては、何らかの指導等を行っているのか。

#### (事務局)

・指導等は特に行っていない。

# 【空閑委員長】

・評価結果をどう取り扱っていくかは事業者の判断となる。評価機関はこうした方が良いというコメント はするが、それをどう活かすかは事業者しだいになる。

# 【和田委員】

- ・その確認はしないのか。受ける意味があって、受審した結果 c 評価が多かった。それに対しての指導があって、その指導により改める。c 評価が a 評価になったことを公表するということに施設としての存続の意義あるので、そこまでいかないと受審評価が低かったというだけで終わってしまう気がする。
- ・保育園はたくさんあるが、実習で行かせていただいても、子どもにとってどうなのか。子どもへの対応 の仕方を見た時に、この子は幸せなのか、ここに居て人生をここから始めていいのかという胸痛む施設 も正直なところある。
- ・b 評価、c 評価を受け、何らかの指導を受けたときの改善する方法、改善した実績をまた評価することのフィードバックが必要なのではないかと思う。

# (事務局)

- ・社会的養護という部分ですが、法定で受けなければならないということになっていて、三年に一度必ず 受審しているところである。社会的養護施設は、高齢の施設と違い措置の施設であり、本人が選ぶので はなく措置権者によって措置される施設である。
- ・本人の選択肢が限られているというところもあって、だからこそ余計にサービスの質、水準というもの を公表して、広く共有されなければいけないという法の趣旨に基づいて行っているものである。
- ・資料の作り方について、社会的養護施設は三年に一度受審しているが、サービスの水準はどうだったのか、今年度の結果しか書いていないので変化が分からない。
- ・a 評価が並んでいる事業所は、かなり頑張っているというのが見て取れるが、c 評価が多い事業者はどのように改善していくのか、全体的にどのような改善が行われているのかというのを見える資料にして、こういう状況であるということをお知らせしていかねばならない。
- ・指導ができる権限ということとは少し違ってくるが、少なくとも結果については重く受け止めていただいて、そこから施設としてできる取組をしていただく。事業者の方にもしっかりと伝えていきたいと思っている。次回以降、資料の作り方については、更なる工夫をさせていただきたいと思っている。

#### 【空閑委員長】

- ・受審することがプラスになっていくということの広がりが必要である。
- ・京都府は認証制度ときっちりリンクさせているので、割合は分からないが、数がこれだけ多いというのは認証制度のメリットがあるということではないか。
- ・もう一つは、第三者評価を受審し、改善するポイントをどうやって改善したか、第三者評価を受けた事業者、法人がその評価結果をどう活かしたかということについてのシンポジウムやパネルディスカッションを行っている。そういうところに、これから第三者評価を受けようとする事業者に来てもらって、それと併せて説明会、個別相談会をセットで行ったりする。

- ・そういう企画を出していかないと、我々も言わないといけないが、実際、第三者評価を受けた事業者、 法人が受審して良かった、駄目出しされたがこれが気付くきっかけになったということを、評価を受け たところが当事者の立場で言ってもらうと非常に説得力がある。
- ・ただ受けてくださいだけだとなかなか広まらないので、広まる努力、何か仕掛けをしていかないといけ ない。ご検討いただければと思う。

# 【東委員】

・評価期間について、短いのは七ヶ月くらいで、長いのは十ヶ月以上になっているが、その期間中はずっとチェックに入っているのか。

#### (事務局)

・その期間中は評価機関と事業者がやり取りしながら評価を行っている。

# 【東委員】

・最終的に決着がついたところで終わりになるということですね。

# 【山本委員】

- ・共通項目はどういった施設にも同じ基準を当てはめることになるが、例えば母子生活支援施設などは、 その性格上、地域貢献という項目については結構難しいところがある。現実問題として、施設として地 域と交流していくというのは少し難しい点があるのではないかと思う。
- ・そういったところも幾つかあったりすると思うので、基準はあくまで共通だから、運用レベルで何とか 対応するというのも必要ではないかと思っている。

# (事務局)

- ・母子生活支援施設というのはDVのシェルターという役割もしているので、あまり開かれてしまうと少し難しいというところがある。
- ・地域との交流とか地域との関係性については強く打ち出せないという事情もあると思うので、運用での 対応ということも視野に入れていきたいと思う。

# 【空閑委員長】

- ・そういったことも含め、いろいろと試行錯誤、工夫しながら新たな仕掛けなどを行っていく必要がある と思う。
- ・他府県がどうしているとか、多いに参考にしていただきたいと思う。情報を集めていただいて、いい取組は取り入れていく。認証制度もそうですが、そういった努力をしていく必要もあると思っている。

### (事務局)

- ・本日はありがとうございました。奈良県の福祉サービス第三者評価が進んでいないのは、他の都道府県 の受審数を見れば明らかとなっている。
- ・一方で、他の都道府県の数字の動きを見ると、徐々に伸びていっているという状況もある。その部分では、奈良県もこういった評価を受けることについての取組を周知していく、浸透させていくことが必要である。
- ・多少努力が足りない部分も多分にあると思うので、きちんと意見を受け止めながら取り組んで参りたい と考えている。
- ・資料についても、どこのところを審議するのか分かりにくい部分もあったので、その部分についてはまた見直して、次回は充実していきたいと思う。